
**食品循環資源の再生利用等の促進に関する
基本方針の改定（案）概要**

- 「規制改革実施計画」(R5.6.16閣議決定)及び「地方からの提案等に関する対応方針」(R4.12.20閣議決定)における食品リサイクル法関連項目について、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合※において議論を行い、「**今後の食品リサイクル制度のあり方について(報告書)**」をR5.12.18に取りまとめ。
- 本報告書を受け、食品リサイクル法基本方針の改定について中央環境審議会に諮問し、合同会合での議論等により取りまとめた基本方針改定案について、循環型社会部会のご審議をいただく。

※食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合

検討項目(論点)

1 基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け

- ✓ エネルギー利用の推進
 - ✓ 焼却・埋立の削減目標
 - ✓ 食品関連事業者以外の者からの食品廃棄物の削減の重要性
- の基本方針への位置付けについて検討

2 食品関連事業者以外の者への収集運搬の特例制度の適用

食品関連事業者以外の者(学校給食、社員食堂、物流・倉庫業、老人ホーム等福祉施設)から発生する食品循環資源の収集運搬に係る特例制度の適用等について検討

3 登録再生利用事業者制度における実績要件

過去1年間に肥飼料等の製造・販売実績がない者も同制度の登録(収集運搬の特例制度の適用)を受けられるよう見直しを検討

具体的対応(方向性)

基本方針に反映

- ✓ **再生利用等の優先順位※を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調。**
※1.発生抑制、2.再生利用(①飼料化、②肥料化、③きのご類栽培への活用、④左記以外の再生利用(メタン化等))、3.熱回収、4.減量
- ✓ 再生利用等未実施の食品廃棄物の存在を認識し、再生利用等実施率を高める意識がより働くようにする観点から「**焼却・埋立の削減目標**」を参考値として設定。
- ✓ **食品関連事業者以外の者も再生利用等に努める必要**があり、持続可能な社会を構築していくためには**社会全体での取組が重要である旨をさらに強調。**

- ✓ 学校給食・社員食堂等の実態把握によれば、**食事の提供を食品リサイクル法上の食品関連事業者に委託する場合等が大半。**
- ✓ これらの**食事の提供の委託を受けている食品関連事業者は、収集運搬の特例を活用可能。**このため、学校給食・社員食堂等を食品リサイクル法上の食品関連事業者として取り組むべき措置等の履行を求めてまで特例制度の対象とはしない。

- ✓ 再生利用事業としての適正性・継続性を確保できるかを確認し、野積み等の不適正処理を防止する観点から、**実績要件は引き続き必要。**
- ✓ 一方で、過去1年間の特定肥飼料等の**製造・販売実績を実質的に担保**することを前提に、登録の前倒しを可能にする。

- 「今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）」のうち「基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け」に関して示された具体的対応（方向性）に即して、基本方針を改定し、以下の記述を追加する。

冒頭部分

- ✓ 再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調

食料の多くを輸入に依存する我が国は、**気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、食料安全保障の強化が重要課題**となっており、**生産資材の国内資源への代替転換の推進に資する食品循環資源の再生利用等の取組**のより一層の促進が求められている。

二〇二〇年十月、政府は、**二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言**した。「**地球温暖化対策計画**」（令和三年十月二十二日閣議決定）では、二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四十六パーセント削減する目標等を定め、その目標達成のための対策・施策の一つとして、**温室効果ガスの排出削減にも資する3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進**する旨が記述されており、**食品循環資源の再生利用等を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献**することが求められている。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

2 関係者の取組の方向

二 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者

- ✓ **食品関連事業者以外の者も再生利用等に努める必要**があり、持続可能な社会を構築していくためには**社会全体での取組が重要**である旨をさらに強調

食品循環資源の再生利用等の促進を通じて**環境への負荷の少ない循環を基調とする持続可能な社会を構築していく**ためには、社員食堂等の食品関連事業者以外の**食品廃棄物等に関わる多様な主体の参加の下、社会全体で食品廃棄物等の削減等に取り組むことが重要**である。

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

□ 再生利用

- ✓ **再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要**であることを強調

また、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、この**基本方針で定める再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた食品循環資源の再生利用の促進を通じてカーボンニュートラルにも貢献することが重要**である。

二 食品循環資源等の再生利用等を実施すべき量に関する目標

3 再生利用等の実施率に係る目標

- ✓ 再生利用等未実施の食品廃棄物の存在を認識し、再生利用等実施率を高める意識がより働くようにする観点から「**焼却・埋立の削減目標**」を参考値として設定

なお、再生利用等を実施していない食品廃棄物等は、おおむね焼却・埋立てがなされている。このような再生利用等を実施していない食品廃棄物等の存在を認識することで、これらの焼却・埋立てを削減し、実施率を高めようとする意識がより働くようになることから、**参考値として焼却・埋立ての削減目標を定めるものとする。**

具体的には、**焼却・埋立てを実施する量を焼却・埋立て実施率に換算するものとし、二〇二四年度までに、食品製造業にあつては全体で五パーセント、食品卸売業にあつては全体で二十五パーセント、食品小売業にあつては全体で四十パーセント、外食産業にあつては全体で五十パーセントをそれぞれ下回ることを参考目標とする。**

※1 上記の他、食品ロス削減推進法等の関係法令の制定・改廃状況の反映等、所要の改正を行う。

※2 おおむね5年ごとに実施している食品リサイクル法の施行状況の点検は、令和6年度を目処に、今回の改定とは別途検討する。

時 期	事 項
令和5年12月11日	中央環境審議会循環型社会部会 ・今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）案
令和5年12月13日	中央環境審議会への諮問（基本方針の改定について）
令和5年12月18日	報告書取りまとめ
令和5年12月19日	中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 ※ ・基本方針改定案について
令和5年12月21日 ～令和6年1月19日	基本方針改定案に対するパブリックコメント
令和6年1月24日	食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 ・基本方針の一部見直し等について
令和6年2月1日	中央環境審議会循環型社会部会 ・基本方針改定案について
令和5年度内	中央環境審議会及び食料・農業・農村審議会による答申 基本方針改定（告示）
令和6年4月以降	5年ごとの基本方針見直しに係る審議（予定）

※ 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合

參考資料

「規制改革実施計画」及び「地方からの提案等に関する対応方針」の概要



- 「**規制改革実施計画**」（令和5年6月16日閣議決定）において、エネルギー利用の推進に向けた食品リサイクル法基本方針の一部改正に関する検討を行うこととされた。
- 「**地方からの提案等に関する対応方針**」（令和4年12月20日閣議決定）において、市区町村の事務負担の軽減等の観点から、食品関連事業者の対象範囲拡大に関する地方公共団体からの提案について検討を行うこととされた。

○ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

II 実施事項

5. 個別分野の取組 <グリーン分野>

(6)その他

事項名	規制改革の内容	実施時期
エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。 c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年措置

○ 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

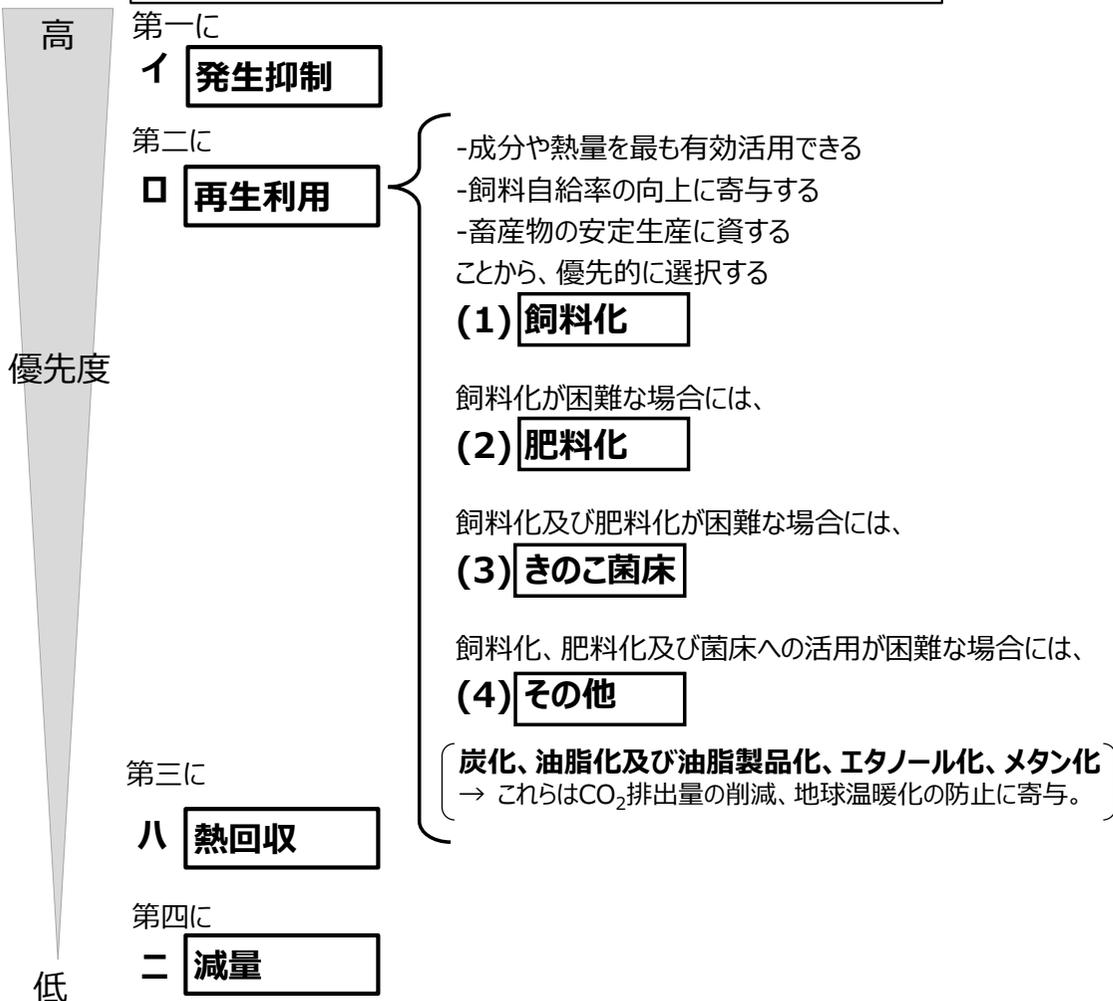
(11) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）

食品関連事業者（2条4項）の委託を受けて食品循環資源（同条3項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例（21条）については、**市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大すること**について、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1）の改定等を行う。

食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位

- 現行の食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位は、**食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）の有効利用の観点から定められており、最も有効に活用できる飼料化及び肥料化を優先的に選択することが重要。**
- メタン化によりCO2排出量が削減される場合もあるのみならず、炭化やエタノール化、さらには飼料化や肥料化においてもCO2排出量が削減される場合もあることや、再生利用の個別の事業内容次第でCO2排出量が大きく変動することを踏まえると、**再生利用の手法のみをもってその優劣をCO2排出量の観点から一律に判断できない。**

【基本方針における再生利用等の優先順位】



【GHG排出量に関する現状把握】

- 論文A : **飼料化の代替効果によるGHG削減効果が大きい**反面、乾燥プロセスで多くのエネルギーを消費していた。
- 論文B : **環境負荷が最も小さい利用方法は飼料化**。次いで**堆肥化、メタン化、油脂・油脂製品化**、焼却。
- 論文C : 食品循環資源由来の**乾燥飼料**を利用した豚肉生産システムが、配合飼料を利用したシステムに比べてGHG排出量を**増加**する場合がある。
リキッド飼料を利用した場合は**GHG排出量は減少**している。
- 論文D : **リキッド飼料化**は、堆肥化、焼却処理に比べて**GHG排出量が低い**技術である。
- 論文E : **最も影響の小さいのはメタン発酵シナリオ**であった。メタン発酵過程を含むシナリオは他と比べて**環境の影響が低く**、食品残渣の中間処理として**メタン発酵過程を用いることは環境負荷低減に貢献できる**ものであることが分かった。
- 論文F : **バイオガス化の正味GHG排出量は負値**を示し、GHG削減に**有効な再資源化手法**であることが確認されている。食品循環資源の**メタン発酵**は自治体の廃棄物部門由来の**GHG削減に大きく貢献**しうる再資源化政策といえる。

○ 食品リサイクル法では、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じている。

○ 食品リサイクル法における食品関連事業者として、いわゆる**食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業**が、法律で定められている。

○ さらに、その他食事の提供を行う事業として、**沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業**が、政令で定められている。

○ 食品リサイクル法では、これらの食品関連事業者に対して以下を措置

- ・ 食品循環資源の再生利用等に取り組むべきこととされ、それに関し、主務大臣による指導、助言の対象となるとともに、
- ・ 食品廃棄物等が年100トン以上の場合は、毎年度、その発生量や再生利用等の状況に関し主務大臣に報告し、主務大臣による勧告、命令の対象となる。

<食品リサイクル法（抜粋）>

（定義）

第二条（略）

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- 二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

<食品リサイクル法施行令（抜粋）>

（食事の提供を伴う事業）

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業
- 四 旅館業

再生利用等実施率に関する目標等

○ 食品リサイクル法の目的は、食品リサイクルの促進であることから、再生利用等実施率に関する目標を設定。

令和3年度

(単位：万t)

業種	食品廃棄物等の年間発生量													発生抑制量
	計	再生利用	(用途別仕向先)							熱回収	減量	再生利用以外※	焼却・埋立等	
			飼料	肥料	メタン	油脂及び油脂製品	炭化して製造される燃料及び還元剤	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	エタノール					
食品製造業	1,386	1,097	864	156	40	29	3	4	0	47	178	30	35	268
食品卸売業	22	13	4	6	1	2	0	0	-	0	1	2	6	3
食品小売業	114	45	17	13	4	10	1	0	0	0	1	0	69	39
外食産業	148	33	17	9	1	5	0	-	0	0	1	0	114	28
食品産業計	1,670	1,187	902	185	45	47	4	4	0	47	181	32	223	338

四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

※セメント原料等への利用

再生利用等の実施率に関する目標

- ・食品製造業 95%
- ・食品卸売業 75%
- ・食品小売業 60%
- ・外食産業 50%

- ・食品製造業 約 5%
- ・食品卸売業 約25%
- ・食品小売業 約40%
- ・外食産業 約50%

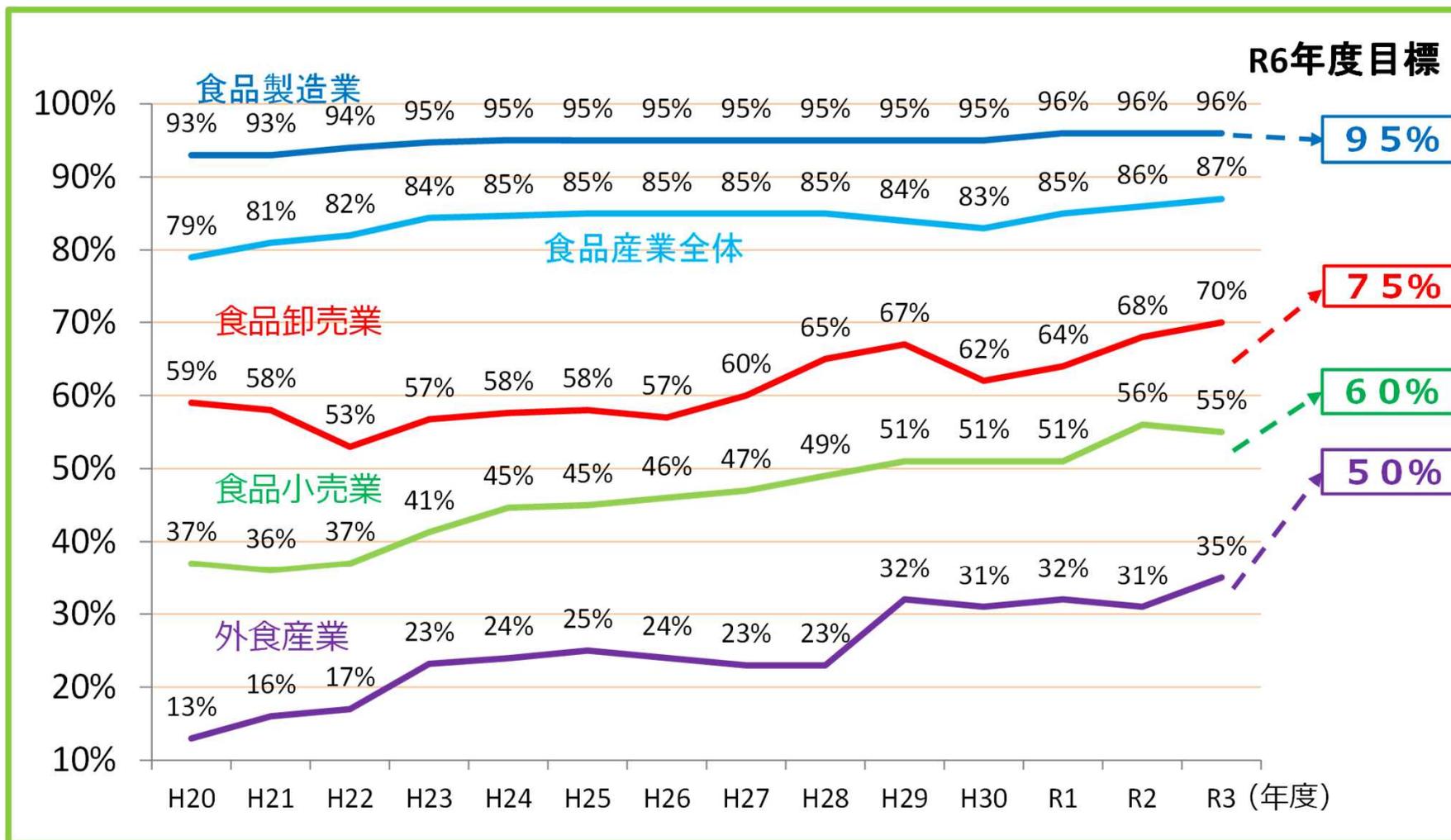
再生利用等実施率の算出式

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95 \times \text{減量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

(※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

焼却・埋立実施率
= 焼却・埋立量 ÷ (発生抑制量 + 発生量) 10

食品関連事業者による再生利用等実施率の推移



再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95^(※) + 減量量) ÷ (発生抑制量 + 発生量)
 (※) 食品廃棄物残さ(灰分)を除いたものに相当する率

基準実施率 (個別企業の目標値) の算出式

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント
 (注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会

- 有元伸一 (一社) 日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
(株)ローソンSDGs推進室長
- 稲吉克仁 (有) マルミファーム代表取締役社長
- 入江満美 東京農業大学国際食料情報学部准教授
- 神戸達也 日本チェーンストア協会環境委員会委員
(株)ヤオコー執行役員レジスティック推進部長兼CSO
- 崎田裕子 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会会長
- 高木邦子 日経BP社 日経ESGシニアエディター
- 高取幸子 (一財) 食品産業センターサステナビリティ委員会
(味の素(株)執行理事サステナビリティ推進部長)
- 田村清敏 (一社) 日本フードサービス協会理事・事務局長
- 遠山忠宏 (株)開成代表取締役
- 渡辺達朗 専修大学商学部教授 **【座長】**

(敬称略・五十音順)

(※) 食品リサイクル小委員会と重複する委員 (5名)

中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会

- ※有元伸一 (一社) 日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
- 五十嵐和代 (一社) 日本環境保全協会理事
- 石川雅紀 叡啓大学ソーシャルシステムデザイン学部特任教授 **【座長】**
- 犬伏和之 東京農業大学応用生物科学部教授
- 大橋禎恵 全国知事会 (栃木県環境森林部資源循環推進課長)
- 金澤貞幸 (公社) 全国都市清掃会議専務理事
- ※神戸達也 日本チェーンストア協会環境委員会委員
(株)ヤオコー執行役員レジスティック推進部長兼CSO
- 小林富雄 日本女子大学家政学部家政経済学科教授
- 酒井伸一 (公財) 京都高度技術研究所 副所長
- ※崎田裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
- ※高取幸子 (一財) 食品産業センターサステナビリティ委員会
(味の素(株)執行理事サステナビリティ推進部長)
- ※田村清敏 (一社) 日本フードサービス協会理事・事務局長
- 濱田博 (一社) 全国食品リサイクル連合会会長
- 堀尾正韌 東京農工大学名誉教授
(一社) 共生エネルギー社会実装研究所理事長
- 山田久 (一社) 全国清掃事業連合会専務理事